

令和 2 年度

菊池市小・中学校 ICT 教育活用支援業務委託（GIGA スクール関連）仕様書

1. 業務概要

菊池市立小・中学校に整備する 1 人 1 台タブレット端末及び授業学習支援ソフト、既存の電子黒板、実物投影機、デジタル教科書等（以下「ICT 機器等」という。）を効果的に活用し、個々の能力に応じた学び、子どもが互いに学び合う協働的な学びを進めていくため、ICT 支援員を配置し、教職員及び児童生徒へ技術面・運用面での助言や支援及び研修会等を行う。

2. 委託業務契約期間

令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

3. 業務場所

菊池市立小・中学校 1 5 校

（小学校）

隈府小学校 菊池北小学校 菊之池小学校 花房小学校 戸崎小学校

七城小学校 旭志小学校 泗水東小学校 泗水小学校 泗水西小学校

（中学校）

菊池北中学校 菊池南中学校 七城中学校 旭志中学校 泗水中学校

4. 委託業務内容

業務概要を実現するために、下記の（1）、（2）を最低限の業務とし、活用支援業務を実施すること。

（1）管理業務

受託業者は、各小・中学校への ICT 支援員配置に際し、配置後も ICT 支援員が十分に学校支援を行えるよう ICT 関連の情報収集、支援員へのスキルアップ研修、学校のニーズ調査、ICT 支援員の配置の日程調整、業務状況の把握、研修等の管理及びサポートを行うこと。

（2）ICT 活用支援業務

① ICT 機器等の活用に関する支援を行う ICT 支援員の配置

② 専用番号による電話でのサポート

③ 市教育委員会が求める ICT 機器等の活用等に関する調査・報告。

④ 市教育委員会が開催する会議や研修会等への出席及び支援

5. ICT 支援員について

（1）条件

条件は次のとおりとする。

① ICT 支援員は、受託業者の専従の従業員であること（証明書を提出）。

② ICT 支援員は、コミュニケーション能力に優れ、ICT 機器等に関する十分な知識と技能を有すること。（日本教育工学会（Japet）認定 ICT 支援員能力認定試験合格者または同程度の能力を有していること。）

③菊池市教育委員会、又は学校が導入した教育支援ソフト等に関して十分な知識と技能を有するものまたは同程度の能力を有しているもの。また、新たに導入した場合は、そのソフトの知識と技能を習得すること。

主なソフト

- ・デジタル教科書（全教科） 各種教科書会社
- ・校務支援システム「ゆうネット」 熊本県教育委員会
- ・スズキ校務シリーズ（（名簿情報、出欠席情報管理、成績処理、通知表作成、指導要録作成、調査書作成等） 鈴木教育ソフト株式会社
- ・オフィス（Word、Excel、PowerPoint等） マイクロソフト
- ・ジャストマイル8・ジャンプ8 ジャストシステム
- ・eライブラリ ラインズ株式会社 他

（2）配置体制

ICT支援員は、各学校を（原則月1回程度の目安で）巡回し業務に当たるものとするが、提案や研修などは、随時対応することとする。また、業務時間は、原則として学校開校日の8時30分から17時00分までとする（ただし、冬季・学年末休業期間中で研修等の支援がない日を除く）。

ICT支援員は、原則として2名を専任することとするが、複数名で従事する場合は、その体制を教育委員会に書面により示し、承認を受けるものとする。

現在配置しているICT支援員1名との連携を図ること。

（3）業務内容

- ①教職員へのICT機器等の操作研修・指導
- ②児童・生徒へのICT機器等の操作支援
- ③授業開始前のICT機器等の設定や授業中の操作補助
- ④ICT機器等を活用した教材作成への助言・情報提供・支援
- ⑤ICT機器（情報モラル含む）等に関する教職員向け校内研修の企画・立案・実施及び支援（実施は各学校年1回程度）
- ⑥学校内のICT機器不具合発生時に保守業者（電子黒板、実物投影機（㈱NJK）、校務用PC、タブレット、ネットワーク機器等（㈱DAZZ-STYLE））へ連絡をするなどの対応

6. 業務の報告等

受託業者は次のものを提出する。（様式は受託業者と別途協議とする）

- ①事業計画書（年間）、業務予定表（月間）
- ②ICT支援員の業務実施状況について、毎月10日までに前月分の報告書を作成し、市教育委員会に提出すること。
- ③研修実施の際は、別途研修内容を記した報告書を提出すること。
- ④成果物として、受託業者は、市教育委員会の求めに応じて、教職員・児童生徒等を対象としたアンケート調査報告書、ICT活用事例集を作成提出すること。

7. その他

- (1) 菊池市教育委員会及び各学校が目指す教育方針に理解を示し、業務に従事すること。
- (2) 業務従事者は、秘密保持に関する誓約書（様式は受託業者と別途協議）を提出すること。
- (3) 学校現場で業務を行う際は、名札（顔写真つき）を着用し、児童生徒の模範となるよう言葉遣いや身なりに注意を払うこと。
- (4) 委託期間の途中でICT支援員が交替する場合は、事前に菊池市教育委員会と協議し、業務に支障のない体制を維持すること。
- (5) ICT支援員が、業務の場所に移動する際に用いる車両（燃料費、保険料を含む。）は受託者が措置すること。
- (6) ICT支援員が業務の場所で用いる携帯電話（通信費を含む。）は受託者が措置すること。
- (7) 成果物についての著作権等一切の権利は、菊池市教育委員会に帰属するものとする。業務従事者が業務において作成した資料・ツール等においても同じ扱いとする。但し、教育委員会が認めたものについてはこの限りではない。
- (8) 業務履行中に損害及び事故等が生じた場合は、発注者の責めに帰する場合を除き、受託者が責任を負うものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、受託業者と別途協議の上決定する。